

固定資産評価 審査委員会 告示番号	固定資産評価審査委員会告示名	公布年月日
固定資産評価審 査委員会告示 第 1 号	さいたま市固定資産評価審査委員会規程の一部を 改正する告示	令和3年7月7日

固評委告示第1号

さいたま市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市固定資産評価審査委員会規程（平成13年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(文書の形式) 第11条 [略] 2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除くほか、作成の年月日及び委員会の名称を記載しなければならない。	(文書の形式) 第11条 [略] 2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除くほか、作成の年月日及び委員会の名称を記載し、 <u>当該文書を作成した委員長又は書記が署名押印しなければならない。</u>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。